

# くらしのカレンダー

|             |   |            |   |
|-------------|---|------------|---|
| 6/21火<br>先負 | ■心配ごと相談（行政・人生相談も含む）<br>午後1時～4時 中之島村公民館  | 7/1金<br>先勝 | 〔青少年を非行から守る全国強調月間～31日〕〔国民安全の日〕<br>〔社会を明るくする運動～31日〕〔全国安全週間～7日〕<br>〔愛の血液助けあい運動～31日〕〔河川愛護月間～31日〕 |
| 22水<br>仏滅   | 〔夏至〕<br>■子宮ガン検診 午前9時 信条公民分館<br>午後1時 中条公民分館                                    | 2土<br>友引   | ■上通小学校建設工事起工式 午前10時   |
| 23木<br>大安   | ■子宮ガン検診 午前9時 中野公民分館<br>午後1時 中之島村公民館   | 3日<br>先負   | ■村長旗争奪社会人野球決勝大会 ◆高森石油刈谷田 S S<br>スポーツ広場 (赤沼 ☎02569-8-4721)<br>⑨星野弘医院(☎2-0998) ⑩金井医院(☎2-0116)   |
| 24金<br>赤口   |   | 4月<br>仏滅   |   |
| 25土<br>先勝   |   | 5火<br>大安   | ■心配ごと相談（行政・人生相談も含む）<br>午後1時～4時 中之島村公民館  |
| 26日<br>友引   | ■参議院議員選挙投票日 ◆中之島村農協中央 S S<br>(中之島第7 ☎6-5395)<br>⑪富田医院(☎6-2226) ⑫岩崎医院(☎2-1122) | 6水<br>赤口   |   |
| 27月<br>先負   |   | 7木<br>先勝   | ■補聴器相談会<br>午前10時～午後2時 中之島村公民館<br>〔七夕〕   |
| 28火<br>仏滅   | ■停電 中条の部 午前9時～午後1時<br>■心配ごと相談（行政・人生相談も含む）<br>午後1時～4時 中之島村公民館                  | 8金<br>友引   |   |
| 29水<br>大安   |   | 9土<br>先負   |   |
| 30木<br>赤口   |   | 10日<br>赤口  | 〔国土建設週間～16日〕 ◆小飯塚石油中之島 S S<br>(中之島第1 ☎6-3055)<br>⑬山喜医院(☎2-0646) ⑭寺師医院(☎2-0137)                |

## ◎利用のために

⑨マークは休日在宅当番の内科医 診療時間はいずれも午前9時から午後5時までです。  
⑩マークは休日在宅当番の外科医 時間外でやむを得ないときは、当番医の変更の有無を役場へ確かめてから受診してください。  
◆マークは日曜営業の給油所 ■マークは行事

# 七夕



七夕は、以前は旧暦の七月七日（現在の八月初旬）に行われていましたが、今はもちろん新暦。ただし、中には一カ月遅れの八月七日に行うところもあり、その代表的なのが宮城県仙台市の七夕祭です。最近では、夏休みの家族旅行で見物に出かける人も多いとか。

七夕の夜は、天の川を隔てた織女（琴座の一等星）と牽牛（鷲座の一等星、彦星ともいう）が、年に一度のデートを楽しむと伝えられており、万葉集にも歌われています。

七夕の行事が広く行われるようになったのは江戸時代からで、イモの葉にたまった露で墨をすって短冊に歌や願いごとを書き、書道や裁縫の上達を祈ったりしたようです。

現在では、短冊のほかピニール製の飾りものなども人気があり、こうした傾向が七夕を盛んにした一つの理由でもあるようです。

先きごろアメリカが打ち上げたスペースシャトル（宇宙連絡船）のシャトルという言葉は、機を織るとき、タテ糸の間を往復する舟型の道具「村（むら）」を意味するそうですが、宇宙と地球の間を行ったり来たりする村——それが宇宙連絡船ということなのでしょう。

ともあれ、人間が宇宙を往復する時代になっても、七夕のようなロマンチックな祭りの風習は失いたくないものです。

ロマンチック——といえば、なんといっても秋。歳時記によれば、七夕は秋の季節です。

# 広報 なかのしま

昭和58年

# 6月

No.118

編集と発行／南蒲原郡中之島村役場企画課  
(〒954-01 ☎02586(6)2002)  
毎月1回20日発行

## 守ります！交通ルール

——6月9日県警ヘリ「こしかぜ」が  
上通小と信条小に来校——



▲「こしかぜ」の伊藤機長より、交通安全の話とヘリコプターの説明を聞きました。（上通小で）  
▲初めてヘリコプターにさわり、大喜びの児童たち。（信条小で）

- ### おもな内容
- ・村の10年後の将来像をみる ②～⑦
  - ・お知らせします村の家計簿 ⑧～⑨
  - ・カメラ散歩 ⑩～⑪
  - ・ふるさと便りを届けませんか ⑪
  - ・日ごろから地震に備えよう ⑫～⑬
  - ・交通遺児の育成資金貸付中 ⑭
  - ・ロードレース大会結果 ⑮
  - ・くらしのカレンダー ⑯

### 村民憲章

一、わたくしたちは、恵まれた自然に感謝し郷土を愛し、働く喜びを知る家庭と村をつくりましょう。

一、わたくしたちは、健康で笑顔に満ちた心のかよう家庭と村をつくりましょう。

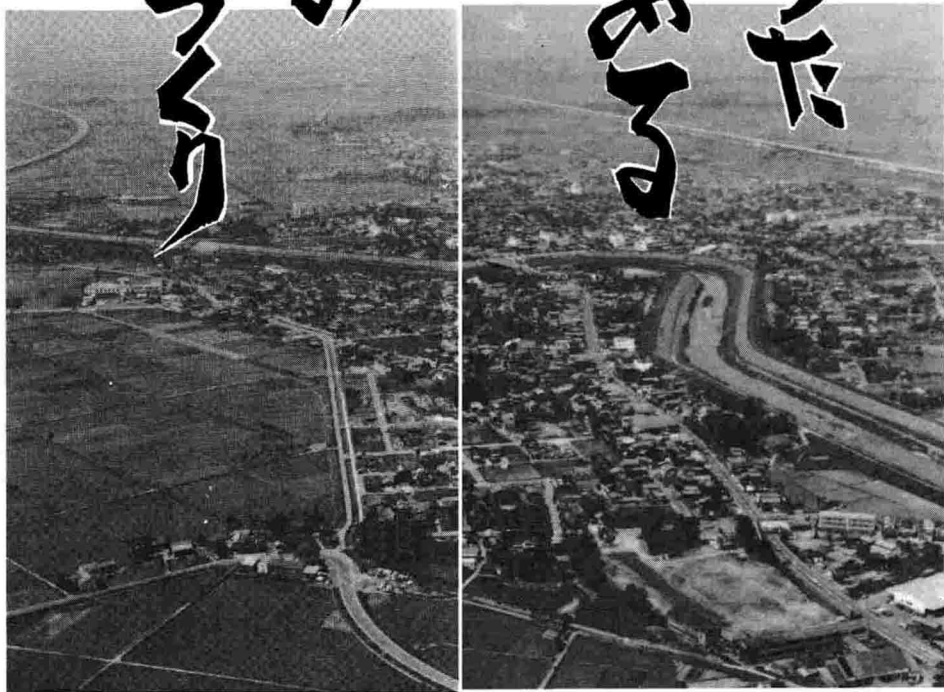
一、わたくしたちは、伝統を生き、産業・文化の向上と産業の発展につくす家庭と村をつくりましょう。

（昭和五十六年八月八日制定）



### 中之島村の将来像

# 活かに潤いのある豊かな魅力をもてる村づくり



本村は、長岡・小出地域広域市町村圏内にあり、信濃川流域に広がる最も優れた穀倉地帯で、長岡市と見附市との隣接地に位置する国道八号線沿いに街なみと工場が点在し、稲作を基幹作業の中心として発展してきました。今後は、農業基盤整備事業の進行によって農業施設等が近代化され、農村居住者の生活環境と生産基盤の両面にわたって整備がなされ、都市近郊型の農業経営へと展開が図られると同時に、農村地域の調和と安定した生活が営まれるような活力に満ちた環境整備が、一層推進されるものと期待されます。

また一方、北陸高速自動車道、国道十七号線長岡東バイパス、さらには上越新幹線等の高速交通体系の整備により、首都圏との距離も短縮され都市的な土地利用の促進で、活発な経済活動や文化交流が期待されることから

今後は、交通面等を十分活用した商品性の高い農産物の生産を選択していかなければならないことはもちろん、周辺地域の地場産業をも背景にした流通的役割を十分果たす、要衝としての地域整備も積極的に推進されるものと期待されます。

これらの整備にあたっては、都市の整備も総合的かつ積極的にを行い、その波及的效果により若い年齢層が魅力をもって定住しうる、都市と農村の均衡ある居住環境の向上を図ることが、本村の発展の方向づけとなります。

なお、村の将来像「活力に満ちた潤いのある、豊かな魅力ある村」を実現するため、次の七本の柱(施策の大綱)を掲げ、目標達成の指標とします。

- (I) 魅力ある地域社会の形成
- (II) 健康で安全快適な生活の確保
- (III) 潤いのある社会福祉の充実
- (IV) 産業振興と雇用機会の確保
- (V) 教育文化、レクリエーション施設の充実
- (VI) コミュニティの形成
- (VII) 行財政の合理化

| 区分    | 年                 | 昭和50年    | 昭和60年    | 昭和65年    | 昭和67年                 |
|-------|-------------------|----------|----------|----------|-----------------------|
|       |                   | (基本年次)   |          |          | (目標年次)<br>( )は対50年伸び率 |
| 人口    | 総人口               | 11,116人  | 11,500人  | 12,000人  | 12,100人<br>(8.9%)     |
|       | 世帯数               | 2,180世帯  | 2,341世帯  | 2,474世帯  | 2,504世帯<br>(14.9%)    |
|       | 1世帯あたり人員          | 5.1人     | 4.9人     | 4.9人     | 4.8人<br>(△5.9%)       |
| 就業者数  | 第1次産業             | 2,230人   | 1,466人   | 1,336人   | 1,300人<br>(△41.7%)    |
|       | 第2次産業             | 2,164人   | 2,631人   | 2,752人   | 2,795人<br>(29.2%)     |
|       | 第3次産業             | 1,619人   | 2,304人   | 2,592人   | 2,640人<br>(63.1%)     |
| 産業生産額 | 第1次産業             | 3,440百万円 | 3,561百万円 | 3,623百万円 | 3,649百万円<br>(6.1%)    |
|       | 第2次産業             | 2,516    | 3,813    | 4,689    | 5,120<br>(103.5%)     |
|       | 第3次産業             | 2,055    | 3,675    | 4,501    | 4,906<br>(138.7%)     |
|       | 就業者1人あたり<br>平均生産額 | 1,329千円  | 1,723千円  | 1,915千円  | 2,027千円<br>(52.5%)    |

## 村の10年後の将来像をみる 第二次中之島村総合計画《基本構想》

今年3月の定例村議会で「第二次中之島村総合計画」が、原案どおり可決されました。みなさんはこの計画がどんなものか、どんな内容なのかも全然とってよほどわからないと思います。

今月号では「村の10年後の将来像をみる」と題して、総合計画の中の「基本構想」というものを紹介しながら、この計画というものを、また、昭和67年度までの村づくりをみてみたいと思います。

活力に満ちた潤いのある豊かな魅力をもてる村づくり——私たちが愛し、生活している中之島村はどのように変わっていくのでしょうか。「村づくりの」の主役はあなたです……。

### 新計画策定の意義

本村の第一次総合計画は、去る昭和四十九年度を初年度とし、昭和六十年年度を目標年次として「明るく住みよい豊かな中之島村」の建設を目標に、各種事業を推進し、村勢の発展に努めてきました。

しかし、昨今における内外諸情勢の変化は激しく、経済においてはかつての高度経済成長から低経済成長期への移行を余儀なくされ、高速交通時代を迎えた本村においても新たな観点から、村の将来計画を見直す必要が生じてきました。

一方、住民意識においても、生活文化水準の向上に伴い、行政に対する住民ニーズも多種多様な一途をたどっているなかで、八十年代は「地方の時代・文化の時代」にふさわしい個性ある地域づくりが求められています。

このような情勢を踏まえ、昭和五十八年度を初年度とし、昭和六十七年度を目標年次とし、すべての村民が健康で文化的な環境のなかで、「活力に満ちた潤いのある、豊かな魅力をもてる中之島村」の建設をめざし、国、県の長期計画及び長岡・小出地域新広域市町村圏計画等の改定と合わせ、関連諸計画との

整合性を保ちながら、ここに第二次中之島村総合計画を策定するものです。

### 計画の構成と期間

第二次中之島村総合計画は「基本構想」「基本計画」及び「実施計画」からなっています。

(1) 基本構想は、本村の発展の方向を定め、二十一世紀を展望し、かつ村の将来像とこれを達成するための施策の大綱を示したものです。期間は、昭和五十八年度を初年度とし、昭和六十七年度を目標年次とする十ヶ年です。

(2) 基本計画は、基本構想で定めた大綱に基づいて、村の根幹的業務等に関する計画を定め、たものです。期間は、前期、後期に区分し、前期については昭和五十八年度より昭和六十二年年度までの五年間とし、後期については昭和六十三年度から昭和六十七年度までの五年間です。

(3) 実施計画は、基本計画に定めた事業を実現するため、具体的に年次計画で定めたものです。期間は、昭和五十八年度から毎年向こう三ヶ年を期間として、ローリング(見直し)方式により進めます。



### 施策の大綱 (I)

## 魅力ある豊かな 地域社会の形成



〔土地利用〕  
土地は将来に向かって、村民のための限られた資源であるため、豊かな生活環境の確保と均衡ある発展を基本理念として、国土利用計画法及び都市計画法等に基づき、長期展望のもとに調和のとれた総合的かつ計画的な土地利用を推進します。

#### 〔都市と農村の整備〕

合理的な土地利用計画のもとに、総合的な都市地域と農村地域計画を確立し、地域住民が等しく都市的な便益を享受できるように、都市と農村の一体的かつ有機的な整備を推進します。

①農村地域の整備……農振法による農業振興地域整備計画に整合性をもった、総合的な農村環境整備を図りながら、農業経営の安定を基調として農業生産基盤の整備を積極的に行い、優良農地の確保に努めてまいります。

②都市地域の整備……市街化区域の用途区分に応じた適正かつ計画的な土地利用を図り、望ましい都市環境を実現するため都市計画道路、公共下水道、都市下水道、公園緑地等の整備を積極的に推進し

ます。

### 施策の大綱 (II)

## 健康で安全快適な 生活の確保



〔住宅〕  
活力に満ちた魅力のもてる質的水準の高い住宅地の確保と企業誘致による就業者の安定地として、居住環境の整備された宅地開発を計画的に進めてまいります。

#### 〔道路〕

日常生活に密着した道路の改良・舗装を進めるとともに、冬期間の道路を確保するため、除雪体制の強化や融雪施設の整備を図り、その利便性と安全性の向上に努めます。

#### 〔鉄道・バス〕

本村唯一の駅である押切駅周辺の自転車置き場、道路、排水路等の整備を図るとともに、信越本線、越後線の通勤、通学列車の増発を要望します。

また、バス利用についても、地域住民の日常生活圏域の拡大に合わせたバス路線整備とその拡大に努め、特に北陸高速自動車道の路線バスの村内停車回

数を増し、安定した輸送機関の確保に努力します。

〔通信（電話・郵便）〕  
電話局については、現在、見附、長岡、分水の三局に分かれていることから、行政あるいは住民生活の利便の面からも一元化の実現に努めます。

また、郵便局についても今町、南蒲原中条、押切駅前、三局を利用しているが、一番利用度の高い今町郵便局が昭和五十七年十一月に、現在地より遠い今町四丁目に移転新築したことから、その利用について不便さが出るものと予測されるため、大字中之島地区内に簡易郵便局の設置を図り、行政上あるいは住民生活の利便性を深めるように努めます。

#### 〔交通安全〕

人命尊重を基本理念として、安全で快適な交通社会を実現するため、本村の実態に即した適切かつ実施可能となる方策を総合的に検討し、交通安全意識の高揚と交通安全施設の整備充実を図ります。

#### 〔公園・緑地〕

豊かな人間性を醸成する場として、市街化区域内には児童公園の適正配置と近隣住区幹公園の整備を図り、その他の地区については公共空地の有効的利用を図るため、基礎集落圏域ごとに公園緑地の整備を進めます。

#### 〔水の利用〕

農業経営の近代化に対応した用水の合理的な水利用を図るとともに、水質保全のための相互連絡調整を行い、水の有効利用を図ります。

#### 〔上水道〕

本村は見附市上水道の給水区域に含まれているが、生活水準の向上や高速交通体系の整備による地域開発により、ますます水の需要が増大するものと予測されるため、今後とも水の安定供給を図り、さらに水の需要増に対応できるように見附市に要望します。

#### 〔都市ガス〕

本村における都市ガスは見附市より供給され、大字中之島地区のみがその供給区域に指定されている。

今後は周辺地域の土地開発等も進んでいることから、大字中之島地区外についてもガス供給区域に編入されるよう、積極的に見附市に働きかけます。

#### 〔下水処理の整備〕

市街化区域内においては、良好な居住環境の整備と快適な都市環境の保全を図るため、都市下水道と公共下水道の整備に努めます。また、市街化区域外の家庭排水路の整備については、道路改良と一体として側溝排水路を計画し、集落内専用排水路や農業排水路は農村総合整備モデル事業で整備を図り、生活環境の保全に努めます。

#### 〔廃棄物の処理と清掃について〕

本村のごみ処理は委託業者により収集され、三島郡清掃センター組合の五町村で共同処理しています。自家処理量の減少や生活様式の変化などに伴い、収集処理量は年々増加傾向にあり、とくに不燃性ゴミ、粗大ごみ処理については、処分地の処理能力も限界に達しています。

このため、ごみの再利用資源化による減量化を推進すると共に、埋立て処分地の早期確保と施設の整備を図り、処理体制の確立に努めます。

産業廃棄物の処理・処分は事業者の責務とされていますが、今後は広域体制の確立と事業者、処理業者等の組織の整備を図り、広域最終処分場の確保に努めます。

また、し尿処理については、将来市街化区域内は

▲与板町岩方にあるし尿処理場



公共下水道で処理し、その他の区域については、今後も三島郡清掃センター組合で処理していきますが、処理量が年々増大していることから、処理施設の拡大・整備を図ります。

なお、空かん不法投棄による散乱防止対策についても、今後、適正な再資源化等の促進と合わせ、その処理体制の確立と収集を図ります。

#### 〔防災体制の充実〕

災害発生に対する事前予防措置の推進を図ると共に、警察署、消防署等と密接な連携のもとに被害を最少限度に食い止めるよう努力します。



▲分列行進(昨年の秋季消防演習より)

とくに火災の初期消火体制を充実するため、消火栓、防火水槽等の消防水利施設の整備を確立すると共に、近代的な消防車輛の適正配置と合わせて消防団体制の充実強化を図ります。

#### 〔保安施設の充実〕

夜間通行の安全確保のため、街灯や防犯灯の整備を図ります。また、水難防止などのため、集落周辺の主要農業用排水路の危険箇所防護柵等を設置し、事故防止に努めます。

#### 〔公害の防止〕

公害防止対策は、これまで公害の事後処理に追われがちでしたが、今後は公害の未然防止を徹底し、良好な環境保全を図るため、公害発生時の監視体制を確立・強化すると共に、環境悪化への影響を事前にチェックして、公害発生時の早期発見に努めます。

#### 〔保健衛生〕

村民一人ひとりが健康で明るい生活が営まれるよう、積極的な施策を展開すると共に、住民の保健サービス向上のため保健センターの建設を推進し、よ

### 施策の大綱 (III)

## 潤いのある 社会福祉の充実



り一層住民の子防衛生知識の普及高揚を図り、保健衛生活動の強化に努めます。

#### 〔児童福祉〕

保育所の整備については、その機能を十分果たすため、個々の施設内容の充実及び保育内容の向上を図ることはもとより、健康な心身の発達、人格の形成の重要な時期にある子どもにも十分な保育ができる施設となるように努めます。

さらに、かなり老朽化している保育所もあることから、早期改築及び定員変更を計画的に推進し、施設の拡充と適正な配置を図ります。

また、子どもの健全育成の面から公共空地または公益的空地を積極的に活用し、健やかに遊べる児童遊園等の設置も図って行きます。

#### 〔母子（父子）福祉〕

母子（父子）家庭特有の孤独感に陥ることのない

よう、悩み、心配ごと解決のため、民生委員等関係機関との連携を密にして相談活動の推進に力を入れると共に、経済的、社会的安定を図るため、適切な指導をきめ細かく行い、自立助長の援護強化に努めます。

また、同状況にある家庭の情報交換の場として、あるいは生きがいのある生活回復のため、母子福祉会の組織の育成強化に努めます。

〔老人福祉〕

老人が生きがいを持ち社会の一員として参画し、かつ安心して日常生活が営めるよう、老人クラブ活動の推進及び会員加入の普及等を図り、合わせて対話活動の場として老人憩いの家の整備充実を図ります。そして、とくに老人の教養向上と健康増進を図るため、老人講座、研修会等を積極的に開催し、人と人とのふれあいを強め安らぎの持てる対話活動の場とレクリエーション活動を推進します。

一方、日常生活の営みに支障がある在宅の老人に對しては、介護するための家庭奉仕員の増強を図ると共に、関係機関と連携を密にし、施設入所についても積極的な推進を図ります。

〔心身障害者の福祉〕

それぞれの障害程度に応じた各種の在宅援護施設を講じながら、軽度の障害者については一般住民と一緒に社会参加ができるよう、環境の改善を図りながら雇用の拡大に努め、社会復帰が困難な障害者については関係機関との連携を強化し、リハビリまたはミニクローニ等の施設への入所を推進します。更に、在宅障害者については家庭奉仕員等の育成強化と相談体制の充実を図り、住民の福祉の高揚に努めます。

〔低所得者の福祉〕

低所得者階層は、経済生活が極めて不安定な状況にあるものが多いことから、今後は相談指導機関の一層の充実を図ると共に、生活安定のための援助と自立の助長を促進します。

施策の大綱(IV)

産業の振興と雇用機会の確保



〔農業〕

本村の農業は、食糧供給基地としての責務を果たすと同時に、他産業との格差の是正を志向した高効率生産農業を確立するため、良質米を中心とした水稲を軸に、複合営農を推進しながら農業生産の再編成を図ります。

このため、基幹作物である水稲を中心として農業の担い手確保、生産基盤の整備、生産施設と流通体系の整備、指導機関の組織強化、協業組織の確立及び農用地の流動化を促進し、経営規模の拡大により農業所得の向上に努めます。

- ①農村環境整備事業の推進…活力ある農業経営と魅力ある定住の場として農村社会の整備を図るため、農村総合整備モデル事業を推進し、生産基盤の整備と一体的に農村集落内の生活環境の整備に努めます。とくに、その中でも多目的利用が可能な環境整備施設として農村環境改善センターを建設し、コミュニティづくり並びに研修の場として積極的な活用を図って行きます。
- ②農村工業の導入…兼業農家の就労に適した職場

を確保するため、農村工業導入地域の指定を受けて農村工業の導入を図ります。導入の際は、農村地域における土地利用に関する計画に即し、地域社会との調和、公害の防止、自然環境の保全及び地場産業との協調に留意し、成長性と安定性のある企業を選択してまいります。

〔工業〕

既存企業の経営基盤の強化を図り、経営の近代化、技術水準の向上を促進すると共に、農業、工業との均衡ある発展と健全育成をめざして、環境汚染等の問題を未然に防ぎながら兼業農家の所得向上を図り、活力に満ちた魅力ある安定就労のできる企業誘致に努めます。

〔商業〕

本村の商業は、そのほとんどが家族従事者による小店舗のため、購買力は長岡市・見附市・分水町等へ吸収されている現況にあります。このため、今後は商店の専門化、集中化、設備の近代化、専用駐車場の確保を図り、多様化する消費構造への即応と地域住民の要望にこたえながら顧客確保に努めることが必要です。

また一方、指導組織の強化による経営改善、資金融資の拡大、経営技術指導を積極的に推進すると同時に、行政機関においても指導、助言を積極的に行い、商業の振興を図ります。

〔流通基地〕

高速交通体系や関連道路網の整備により、北陸高速自動車道中之島・見附インターチェンジ付近や、国道十七号線長岡東バイパス沿線については、自動車輸送基地としての開発が進みつつあることから、自動車輸送を中核とした物資の配分的要素をもった中継拠点基地として、適切な開発を計画的に推進して行きます。



施策の大綱(V)

教育文化・レクリエーション施設の充実



〔幼児教育〕

幼児教育は近年社会的要望として、また生涯教育の基礎として、その重要性が叫ばれ住民の関心も高まっていることから、今後は就学前児童の教育の場として、幼稚園設置について十分検討を尽くすと同時に、情勢の推移を見て対応してまいります。

〔義務教育〕

教育は人間形成の基礎的条件の整備をなすものであり、個性をのばし、主体性や創造性を養い、豊かな情操と健康な体力を身につける場となければなりません。

このため、教材、教具の整備充実を図ると共に、順次改築が進んでいる小学校はもとより、中学校についても老朽化に伴う改築計画の検討を進め、将来の望ましい人間像が醸成されるにふさわしい教育環境の整備に努めます。

〔社会教育〕

生涯教育という観点から社会教育の受け持つ役割は極めて重要なため、今後も中之島村公民館及び分館等を中心として活躍する団体、グループ等の育成



中之島の灯ろう押し合

施策の大綱(VI)

コミュニティの形成

近年における社会経済の発展は、産業構造のみならず、地域社会構造にも急激な変化をもたらし、農業生活によって支えられてきた本村の地域社会も、農業の近代化や兼業化、生活圏域の拡大などにより、住民意識、連帯意識は次第に薄れてきています。しかし、住みよい生活環境や魅力ある地域社会の形成をめざすためには、地域社会の連帯感に支えられた、物から心のふれあう新しいコミュニティ活動

〔行政の合理化〕

社会経済の発展と住民生活の向上に伴い、行政需要に対する住民のニーズがますます複雑かつ多様化しつつあります。今後、これらに対応した行政の合理化を図るため、国県等における行財政改革とも整合性をもった行政の効率化、簡素化を推進し、行政機構の整備と事務能率の向上及び定員管理の適正化等を図り、一層の住民サービスの充実に努めます。

〔財政の合理化〕

昨今の地方財政の厳しい状況を踏まえ、今後ますます行政需要が増大するなかで、健全財政を堅持しながら効率的な運用を図り、本計画達成のため財源確保に努め、魅力もてる活力ある中之島村を建設します。

〔広域行政〕

社会経済の発展と日常生活圏の拡大、生活水準の向上により、行域区域を超えた広域的な社会生活機能への要望が、次第に高まってくるものと考えられます。今後このような住民ニーズに対応し、その機能の充実と健全財政の確立を図るため、長岡・小出地域新広域市町村圏計画と整合性を堅持し、広域的総合的な計画に基づいた広域行政を推進します。

施策の大綱(VII)

行財政の合理化



〔行政の合理化〕

社会経済の発展と住民生活の向上に伴い、行政需要に対する住民のニーズがますます複雑かつ多様化しつつあります。今後、これらに対応した行政の合理化を図るため、国県等における行財政改革とも整合性をもった行政の効率化、簡素化を推進し、行政機構の整備と事務能率の向上及び定員管理の適正化等を図り、一層の住民サービスの充実に努めます。

〔財政の合理化〕

昨今の地方財政の厳しい状況を踏まえ、今後ますます行政需要が増大するなかで、健全財政を堅持しながら効率的な運用を図り、本計画達成のため財源確保に努め、魅力もてる活力ある中之島村を建設します。

〔広域行政〕

社会経済の発展と日常生活圏の拡大、生活水準の向上により、行域区域を超えた広域的な社会生活機能への要望が、次第に高まってくるものと考えられます。今後このような住民ニーズに対応し、その機能の充実と健全財政の確立を図るため、長岡・小出地域新広域市町村圏計画と整合性を堅持し、広域的総合的な計画に基づいた広域行政を推進します。



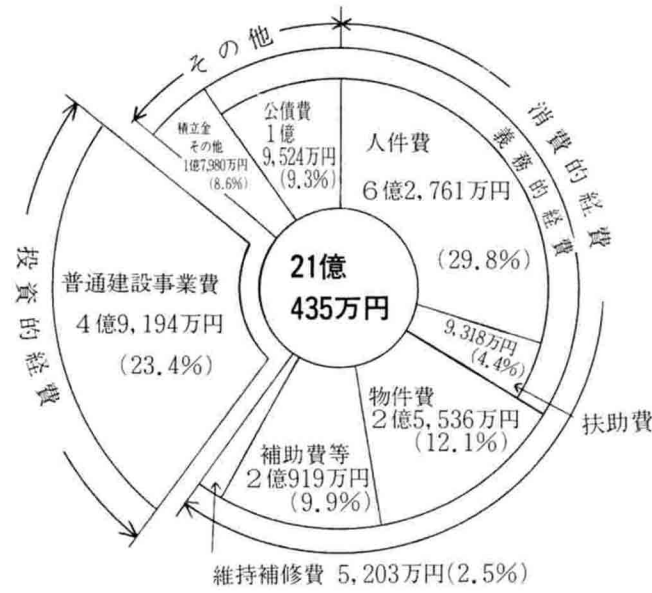
**村税の納入状況**

- 調定額 4億3,021万円
- 収納済額 4億1,113万円
- 収納率 95.6%
- 1人あたりの負担額 37,767円

|   |   |
|---|---|
| <b>固定資産税</b><br>1億7,716万円<br>(95.4%)<br><16,295円> | <b>市町村民税</b><br>1億6,132万円<br>(95.1%)<br><14,895円> |
| <b>たばこ消費税</b><br>3,503万円<br>(100%)<br><3,076円>    | <b>電気税</b><br>1,985万円<br>(90.4%)<br><1,926円>      |
| <b>軽自動車税</b><br>1,190万円<br>(99.6%)<br><1,049円>    | <b>ガス税等</b><br>587万円<br>(97.9%)<br><526円>         |

\*金額は収納額、( )は収納率、<>は1人あたりの負担額

**歳出予算の性質別内訳**



**公有財産の状況**

|           |          |
|-----------|----------|
| 土地        | 151,649㎡ |
| 建物        | 31,698㎡  |
| 有価証券      | 48万円     |
| 出資等       | 406万円    |
| 基金        | 10,357万円 |
| 財政調整基金    | 10,357万円 |
| 土地開発基金    | 5,523万円  |
| 小学校建設基金   | 16,123万円 |
| 国保運営基金    | 180万円    |
| 国保準備基金    | 4,616万円  |
| 高額療養費貸付基金 | 100万円    |

**村債の内訳**

|                      |                 |
|----------------------|-----------------|
| 臨時地方道整備事業<br>2,000万円 | 都市計画事業<br>660万円 |
| <b>借入総額 2660万円</b>   |                 |
| 公営企業金融公庫<br>1,490万円  | 資金運用部<br>660万円  |
|                      | 中之島村農協<br>510万円 |

七月一日は**国民安全の日**です  
生活のすべてに安全を

**〈歳入〉** (単位:万円)

| 区分      | 予算額    | 収入済額   |
|---------|--------|--------|
| 国庫支出金   | 26,675 | 24,143 |
| 国民健康保険税 | 18,782 | 18,781 |
| 繰越金     | 4,775  | 4,945  |
| 財産収入    | 277    | 269    |
| 諸収入     | 231    | 278    |
| その他     | 59     | 2      |
| 合計      | 50,799 | 48,418 |

**〈歳出〉** (単位:万円)

| 区分      | 予算額    | 支出済額   |
|---------|--------|--------|
| 保険給付費   | 45,213 | 39,810 |
| 総務費     | 1,775  | 1,677  |
| 諸支出金    | 1,294  | 1,276  |
| 予備費     | 1,221  | 0      |
| 老人保健拠出費 | 986    | 0      |
| 基金積立金   | 289    | 289    |
| その他     | 21     | 14     |
| 合計      | 50,799 | 43,066 |



**国保特別会計予算**

当初予算は五億五千二百七十八万円を計上しましたが、その後、保険給付費などに四千四百七十九万円の減額補正を行い、五億七千九百九十九万円の予算規模となりました。前年度予算が五億一千九百五十二万円でしたので、一千五百五十三万円の減、率にして二・三%下回るようになりました。

〈三月末日の執行状況〉  
収入済額四億八千四百四十八万円、支出済額四億三千六百六十六万円で、差引五千三百五十二万円

お知らせ  
**中之島村の家計簿**  
—57年度3月末の財政状況—

**一般会計予算**

当初予算は十九億三千七百七十五万円を計上しましたが、その後、上通小建設用地地質調査委託料、村史編さん費、地域農業生産総合振興事業費補助金、村道の改良工事、舗装工事、維持修繕工事及び老人保健特別会計繰入金等の追加補正を行い、二十一億四百三十五万円の予算規模となり、前年度予算二十一億五千七百四十四万円に対し四千六百三十九万円の減、率にして二・二%下回るようになりました。

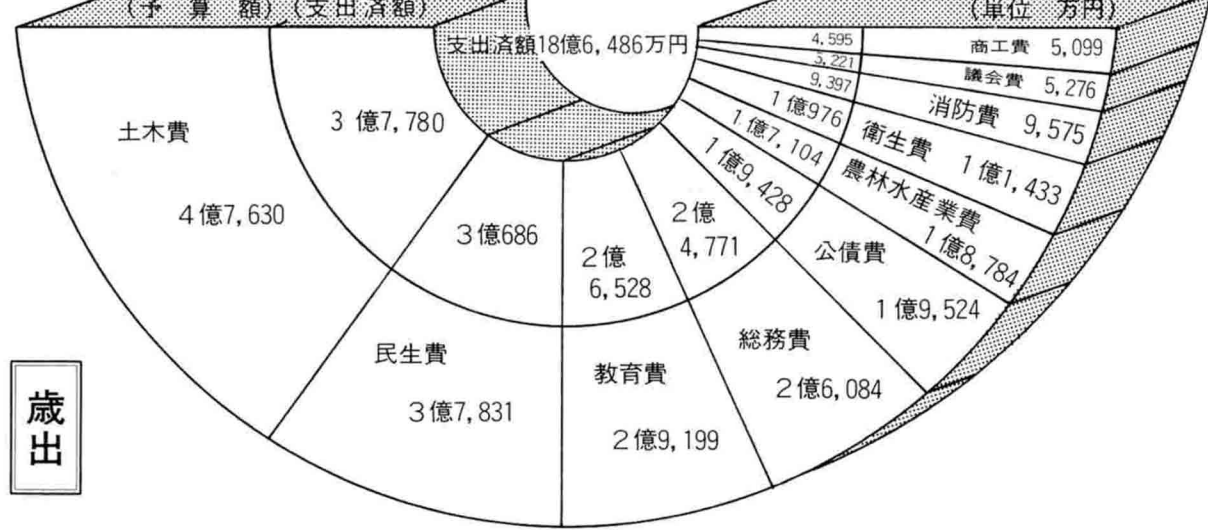
〈三月末日の執行状況〉  
収入済額二十億四千七百二十四万円、支出済額十八億六千四百八十六万円で、差引一億八千二百三十八万円の残高と資金繰りは順調で、五月末日までの出納整理期間中の支払いについては、国県支出金の収納、村債の借入等により財源措置を行い、健全な財政運営を維持することができます。

中之島村の財政がどのように運営され、現在どのように執行されているかを知って頂くため、毎年二回財政状況を公表していますが、今回は三月末日(会計締め切りは五月末日)における、昭和五十七年度予算とその収支状況をお知らせします。

**歳入**



**昭和57年度 一般会計予算額 21億435万円**



**歳出**



村外・県外で暮らすあなたの肉親に、現在発行している広報紙を「ふるさと便り」として、希望者に1年間無料でお届けします。

「ふるさと便り」とは

生まれ育ったふるさとは、遠く離れても、年をとっても忘れられないものです。まして、ふるさとからの便りは楽しみなものと思います。

そのようなことから、ふるさとを思い起こし、懐しみ、郷土愛を深めてもらう手助けにでもなればと、現在発行している広報紙を「ふるさと便り」と銘打ち、直接役場からあなたの肉親にお届けするものです。

下記により希望をとりますので、早目にお申し込みください。

《申込方法》

つぎの様式を白紙に記入し、申し込みください。1軒で複数の申し込みでも可能です。(電話での申し込みでも受け付けます。)

|                     |    |
|---------------------|----|
| 送付人の住所              |    |
| 〒                   | 氏名 |
| 申し込み者の部落名<br>氏名 (☎) |    |

《申込先》

中之島村役場 企画課

☎6-2002 内線26

《申込期限》

7月15日 (厳守)

《その他》

●広報紙発行毎に役場から直接送付します。

●送付開始は7月号からです。

※くわしくは企画課にお問い合わせを!



村内の各小学校では、運動会を5月下旬から6月上旬にかけて一斉に開催。ここ中之島中央小でも初夏を思わせる天候の5月29日、赤・白・青の三色に分かれて、点数を競っていました。



近年ではめずらしく風に恵まれた、中之島今町の大凧合戦。一〇〇枚張りの大凧が大空を舞い、見物客を楽しませました。(六月五日撮影)

— 入札結果 —

- 工事名/中之島村立上通小学校建設工事
- 業者名/中之島村立上通小学校建設共同企業体  
代表者 株式会社 植木組
- 〔構成員〕  
・株式会社 植木組  
・株式会社 松井組  
・丸寅建設 株式会社
- 金額/5億6,700万円



5月22日、村商工会青年部主催による「第2回ふるさとを歩こう」に、昨年より30名程多い約300名の一般村民が参加。全長9kmの道のりを、約2時間かけて全員が完歩しました。



▲チェックポイントでは一人ひとりが確認を受けます(稲荷社境内で) ▲マイペースで歩く参加者



村の無形文化財に指定されている末宝神楽保芸会では、去る五月二十九日「神楽記念碑」の建立百年を祝う「記念祭」を挙げる。当日は、関係者約三十名が集まり、その供養と継承者の育成等を祈願すると共に、記念碑の前で神楽舞の献納をとり行いました。

中越地区の民踊、神楽、太鼓など、すばらしい伝統芸能が公演された「中越地区広域観光祭・ふるさと芸能祭」。この芸能祭に、当村からも村無形文化財に指定されている「中野東村の神楽」が出演し、観光客を魅了させました。——五月二十八日・長岡市厚生会館大ホールで——



“家庭の中から健康づくり”——恒例のキッチンカーによる巡回栄養指導が、今年も5月24日から4日間、村内の8会場で開催されました。(5月27日・下沼公会堂前)





# 贈与と税金



贈与税は、その年の一年間に、個人から六〇万円を超える財産

をもらった人にかかる税金です。金銭の貸借はそれ自体、贈与ではありませんが、親子や夫婦など特別な関係にある人との間の金銭貸借で、その返済がいつまで実質的に贈与と認められるものについては贈与税がかかります。また、個人から著しく低い価額で財産を譲り受けた場合の時価との差額や債務を肩代わりしてもらった場合なども実質的に

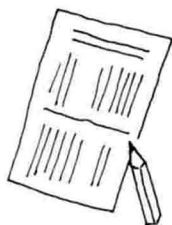
贈与を受けたこととなりますから、贈与税がかかります。なお、婚姻期間が二十年以上の夫婦の間で、居住用不動産などの贈与があったときは、最高一〇〇〇万円の配偶者控除が受けられます。ただし、この配偶者控除は一生に一度しか受けられません。贈与税の申告は、翌年の二月一日から三月十五日までに、贈与を受けた人の住所地の税務署にしなければなりません。詳しくは最寄りの税務署・役場税務課へお尋ねください。

## 税務コーナー

### 国家公務員採用 初級試験(税務)を実施します

昭和五十八年度国家公務員採用初級試験(税務)を、次のとおり実施しますので、希望者は

- 申し込みください。
- 受験資格/昭和三十八年四月二日から昭和四十一年四月一日までに生まれた者。
- 申込期間/七月六日(水)~七月十四日(木)まで
- 申込先/人事院関東事務局
- 第一次試験
  - (1)試験日/十月二日(日)
  - (2)試験地/次のなかから受験申込者が選択する。(新潟県内の試験地のみ掲載)
    - 新潟市、長岡市、上越市、佐渡郡佐和田町
- 第一次試験合格発表/十一月一日(火)



- 第二次試験/試験日及び受験地については、第一次試験合格者に対し、人事院が指定する。
  - 最終合格発表/十二月二十日(火)
  - 採用日/昭和五十九年四月一日
- 詳しくは、三条税務署総務課へお問い合わせください。

## 日ごろから地震に備えよう!!

### グライムとときたら どうするか

本県は、過去にしばしば地震に襲われております。なかでも昭和三十九年の新潟地震の体験は、忘れられないものとなっております。また、先月の二十六日には、秋田県を中心に日本海中部地震が発生し、人命や建物などに甚大な被害をもたらしたことは、記憶に新しいところです。火災や水害をはじめとして、災害は思わぬときにやってくるものですが、なかでも地震は、一般的にほとんど予知できず、突然やってきて、しかもその大きさがわからないのがふつうです。そこで私たちは、いつ大地震が起きててもあわてずに行動できるよう、日ごろの準備をしておく必要があります。

### 大地震のときの心得十カ条

- ▼まず、すばやく火の始末
- ▼外に飛び出すよりベッドや机の下に身を寄せる
- ▼一分過ぎたら、まず安心
- ▼グラツときたら、すぐラジオのスイッチを
- ▼避難は徒歩で、持物は最小限に
- ▼老人、病人、子どもの避難をまず先に
- ▼狭い路地、へいぎわ、がけや川べりに近づかない
- ▼山崩れ、がけ崩れ、津波、漫水に注意を
- ▼正しい情報をつかみ、デマに迷うな
- ▼秩序を守り、衛生に注意

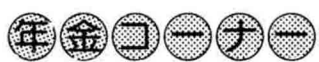


### 非常持出品

- 次にあげた品物名は、避難する際に最低必要なものです。日ごろから非常袋やリュックサックに用意しておきましょう。
- 懐中電灯 ○トランジスタラジオ ○救急箱
  - 現金 ○預金通帳 ○印かん ○ロソク ○ライター ○非常食 ○水筒 ○下着 ○手ぶくろ ○ロープ ○ヘルメット
- 〔家族みんなで防災会議〕
- 地震がいつ起きても、家族みんながあわてずに行動できるよう、次のことを話し合っておきましょう。
- 一、地震の実例や被害のようす
  - 二、地震が起きたときの心得
  - 三、地震が起きた時の各人の分担
  - 四、火を使う器具等の点検・整備
  - 五、避難の場所とその方法
  - 六、非常持出品の置き場所や点検時期
  - 七、集合場所や避難方法

### 〔参考〕

| 震度   | ゆれかた  |
|------|---|
| 0 無震 | 地震計には記録されるが、人には感じられない。                      |
| 1 微震 | とまっている人や、地震に敏感な人には感じられる。                    |
| 2 軽震 | わずかに、戸やしょうじが動く。                             |
| 3 弱震 | 家がゆれ動き戸やしょうじが、がたがたと動く。つるしてある電灯がゆれ動く。        |
| 4 中震 | 家がはげしくゆれ動き、すわりの悪いうつわがたおれ、たなにあけてあるものがおちたりする。 |
| 5 強震 | かべにわれぬが、石どうろうなどがたおれ、えんどうがこわれる。              |
| 6 烈震 | 家がたおれる。山くずれをおこし、地ばんにわれぬが、たたりする。             |
| 7 激震 | 家が30%以上たおれる。いちじるしい山くずれや、断層ができる。             |



## 免除の手続きはお早め!

国民年金には、当然に加入しなければならぬ人で、保険料を納めることが困難な場合に、保険料が免除される制度があります。

(-)失業して所得がない (-)火災や風水害で被害を受けた (-)家計が苦しい...などの事情で、今年はどうも国民年金の保険料を納めていかれそうもない」というような人は、「七月二十日」までに印鑑を持参のうえ、国民年金係で免除の申請手続きをしてください。その申請の内容が一定の免除基準にあてはまると、保険料の納付が免除されます。また、保険料の免除を受けた期間は、年金の資格期間として認められるため、加入者にとっては大変有利な制度といえます。ところが、免除を受けた期間の年金額は、保険料を納めた場合の年金額の1/2となってしまふことから、「老後の支えとなる年金が低額になる免除は考えもの」と勘違いする人も少なくありません。しかし、国民年金には免除を受けた人が、将来、満額年金を受けられるための「追納」とい

う途が開かれています。この「追納」とは、免除を受けてから十年以内であれば、その当時の保険料額でさかのぼって納めることができる独自の制度です。免除を受けた人は、生活にゆとりができたなら、ぜひ「追納」するよう心がけましょう。



## 見附局加入のみなさんへ

### 一一九番ダイヤルの応答方法が変わりました

見附局に加入のみなさん、与板郷消防署では現場到着時間をより一層早めるため、六月十日から一一九番ダイヤルの応答方法を一部変更しましたので、ご理解・ご協力をお願いします。〔変更後の応答方法〕

一一九番ダイヤルをする、今までと同様に、見附消防署がですが、「発生場所を中之島村内」と話すと、すぐその電話を与板郷消防署に切り替えますので、そしたら「発生場所・現場の状況・通報者の氏名及び電話番号」をはっきり話してください。与板郷消防署では通報が入るとすぐ出動し、無線で連絡を取り合い、現場に急行する体制をとっています。なお、見附消防署が電話を切り替えてから与板郷消防署がでるまで、多少時間がかかることがあります、そのまゝの状態です、できるだけ早くご連絡をお願いします。

